兵庫労働局

Press Release

兵　庫　労　働　局　発　表
令和３年９月１日午前９時　解禁

［照会先］
兵庫労働局労働基準部
賃金室
室　　長　青柳　利雄
賃金指導官　泉　　正信
TEL　078-367-9154

報道関係者　各位

兵庫県最低賃金を９２８円に引上げを決定
発効日は令和３年１０月１日

兵庫県最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、兵庫労働局長（荒木祥一（あらきしょういち））が兵庫地方最低賃金審議会（会長　梅野巨利（うめのなおとし））に対し諮問を行ったところ、令和３年８月５日に同審議会から、兵庫県最低賃金を２８円引き上げ、時間額９２８円とする答申がなされ、これを受けて兵庫労働局長は、所要の手続を経て、兵庫県最低賃金を時間額９２８円とする改正決定を行い、令和３年９月１日、官報公示を行います。

兵庫県最低賃金改正	
兵庫県最低賃金	時間額９２８円
引　上　げ　額	２８円
発効日	令和３年１０月１日

1　兵庫県最低賃金は県内のすべての事業場で働く労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

2　次の金額は最低賃金に算入されません。

①　臨時に支払われる賃金

② 賞与など１か月を超える期間ごとに支払われる賃金

③ 時間外労働・休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金

④ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

3　添付書類

・最低賃金の改正決定に関する公示（兵庫労働局最低賃金公示第１号）

・兵庫県最低賃金の改正について（チラシ）

・最低賃金を引き上げた中小企業における雇用調整助成金等の要件緩和について」（リーフレット）

・令和３年８月から「業務改善助成金」が使いやすくなります（リーフレット）

最低賃金の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低賃金公示第１号

　最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第１２条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和５５年兵庫労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第１４条第１項の規定により公示する。

　令和３年９月１日

兵庫労働局長　荒木　祥一

　第４号中「１時間９００円」を「１時間９２８円」に改める。

兵庫県最低賃金の改正について

兵庫労働局　労働基準部　賃金室

兵庫県最低賃金が、下記のとおり改正されます。

時間額　928円

令和3年 10 月1日発効

兵庫県最低賃金が令和3年 10 月1日から時間額928円（改正前は900円）に改正されます。

最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

詳しいことは、兵庫労働局労働基準部賃金室（078-367-9154）又は最寄の労働基準監督署にお問い合わせください。

【業務改善助成金等の支援相談・申請窓口】

相談は「兵庫働き方改革推進支援センター」

電話　フリーダイヤル（0120－79－1149）

申請は「兵庫労働局雇用環境・均等部企画課」

電話　０７８－３６７－０７００

（事業主の方へ）

最低賃金を引き上げた中小企業における雇用調整助成金等の要件緩和について

概要

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和３年10月から12月までの３ヶ月間の休業については、休業規模要件（１／40以上）を問わず支給します。

対象となる条件

以下の①及び②の条件を満たす場合は、小規模の休業（１／40未満）も対象。

（例：10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、４人日分の休業を行った場合も対象
４人日（休業）／200人日（10人×20日）＝１／50　＜　休業企業規模（１／40））

① 令和３年10月から３ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和３年１月８日以降解雇等を行っていない場合に限る。）であること。

② 事業場内最低賃金（当該事業場における雇入れ３月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。）を、令和３年７月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。

※令和３年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を引き上げる場合は、発効後の地域別最低賃金から30円以上引き上げる必要があります。
※同一都道府県内に地域別最低賃金との差が30円未満である事業場が複数ある事業主は、最も低い事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、他の事業場もこの水準以上に引き上げる必要があります。
※就業規則その他これに準ずるものにより、当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。
※当該引上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

申請手続等

○ 雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金として申請を行っていただきます。
○ 緊急雇用安定助成金は、休業に対する助成となります。（教育訓練や出向は対象になりません。）
○ 助成率や上限額は業況特例や地域特例と同じになりますが、10月以降の助成率等については８月中にお知らせします。
○ 申請様式は９月以降にホームページで公開する予定です。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-60-3999　受付時間　9：00～21：00　土日・祝日含む

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

LL030806企01

（要件緩和の対象となるケースのイメージ）

引上げ前の地域別最低賃金が800円。地域別最低賃金の引上げ額が28円。
地域別最低賃金の引上げ日が10月１日の場合。

（ケース１）10月1日より前に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

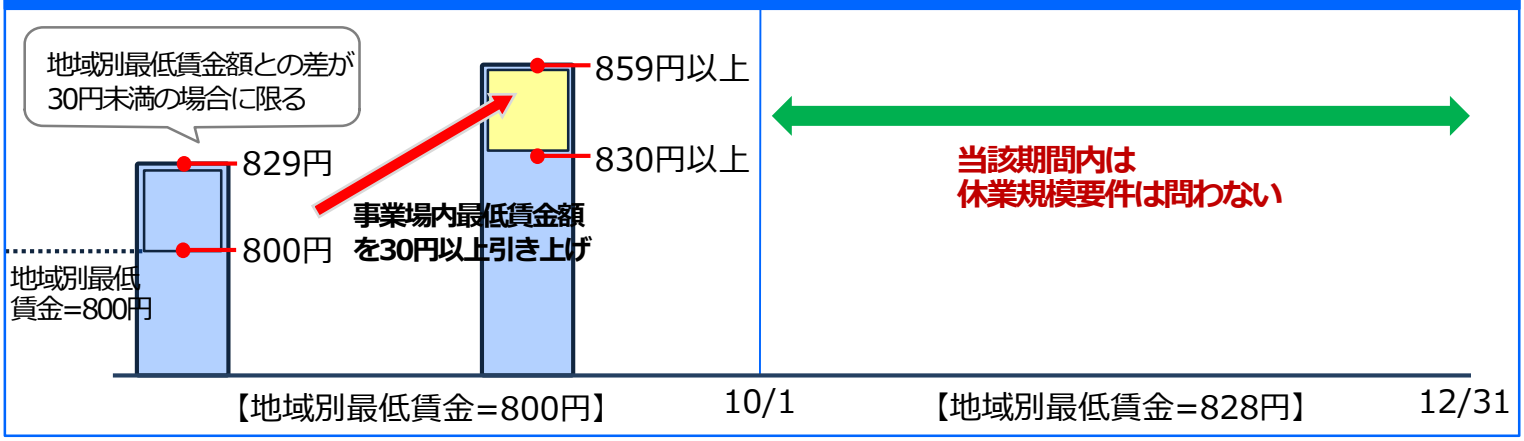

（ケース２）10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合
（10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引き上げ後の地域別最低賃金額を下回っている場合）

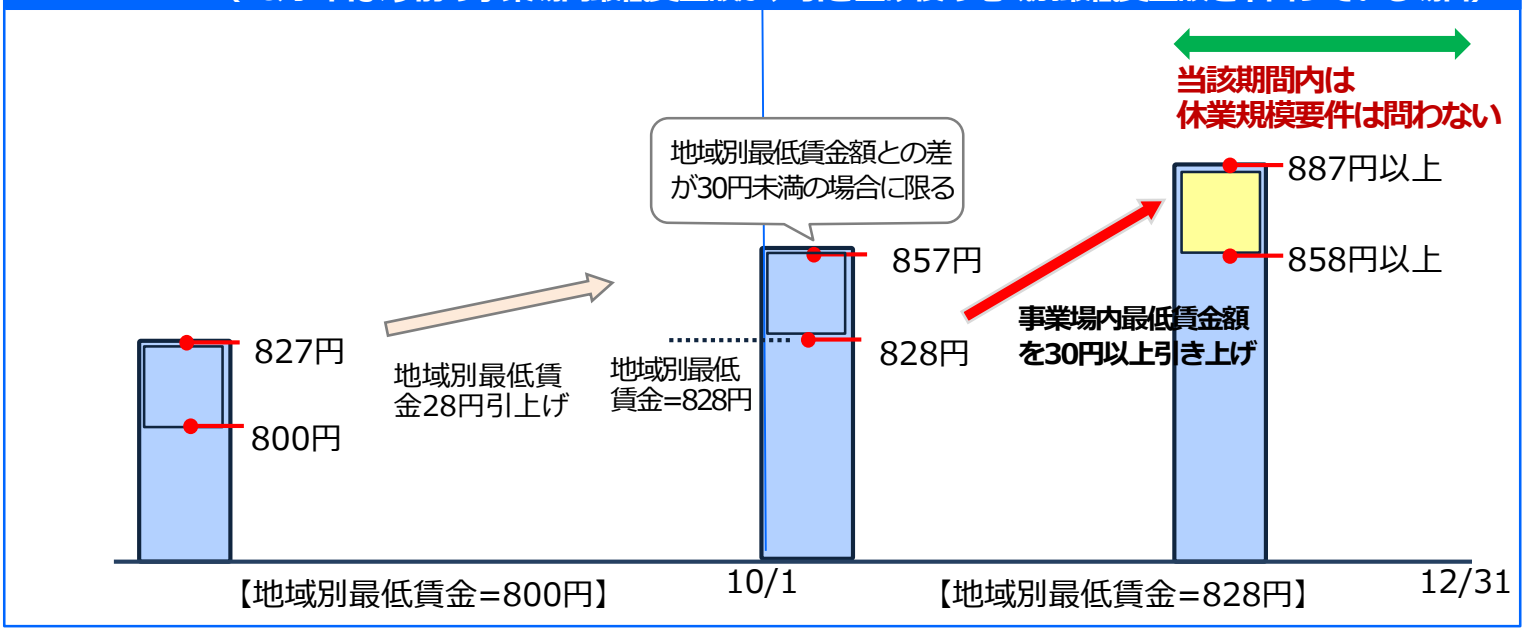

（ケース３）10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合
（10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引き上げ後の地域別最低賃金額以上の場合）

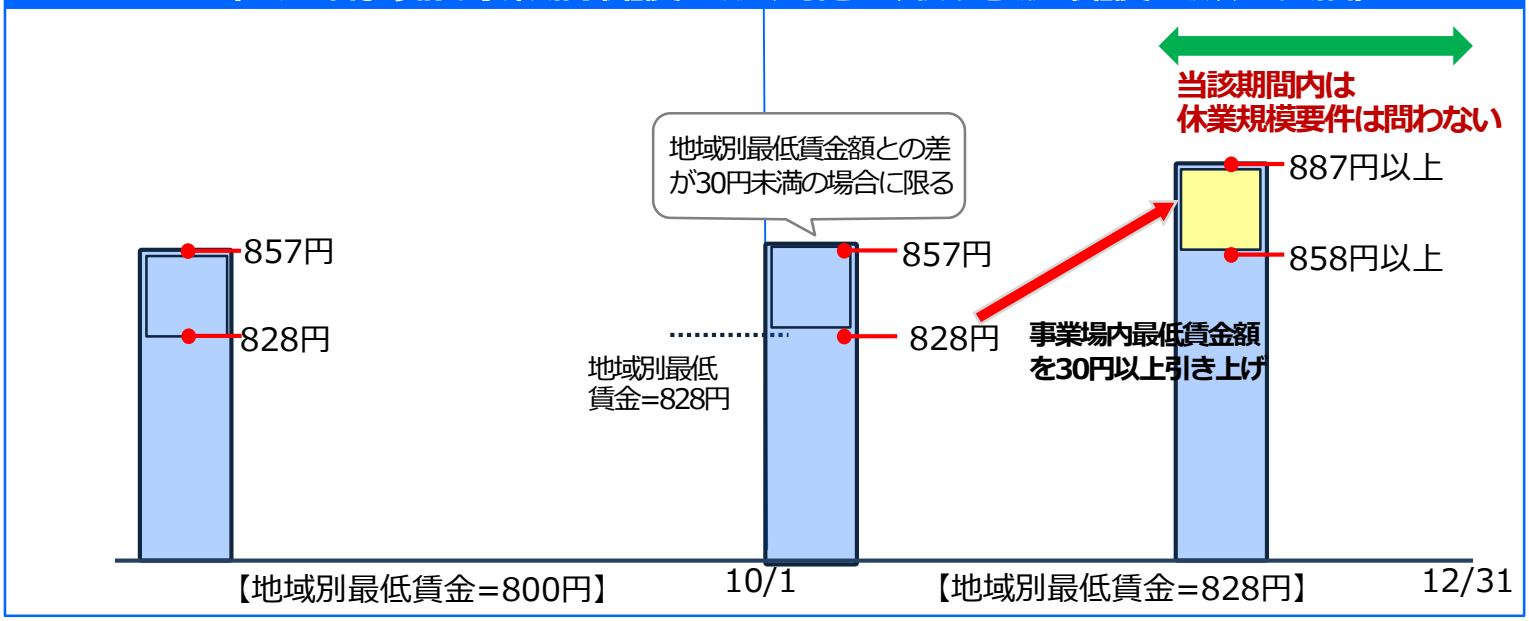

令和3年8月から

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します。

詳しくはHPをご覧ください！ 業務改善助成金 検索

変更後のコース内容

※申請期限：令和４年１月３１日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	１人	２０万円	以下の２つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 ４／５ 生産性要件を満たした場合は ９／１０(※2) 【事業場内最低賃金900円以上】 ３／４ 生産性要件を満たした場合は ４／５(※2)
		２～３人	３０万円		
		４～６人	５０万円		
		７人以上	７０万円		
		10人以上(※1)	８０万円		
30円コース	30円以上	１人	３０万円		
		２～３人	５０万円		
		４～６人	７０万円		
		７人以上	１００万円		
		10人以上(※1)	１２０万円		
（新設）45円コース	45円以上	１人	４５万円		
		２～３人	７０万円		
		４～６人	１００万円		
		７人以上	１５０万円		
		10人以上(※1)	１８０万円		
60円コース	60円以上	１人	６０万円		
		２～３人	９０万円		
		４～６人	１５０万円		
		７人以上	２３０万円		
		10人以上(※1)	３００万円		
90円コース	90円以上	１人	９０万円		
		２～３人	１５０万円		
		４～６人	２７０万円		
		７人以上	４５０万円		
		10人以上(※1)	６００万円		

（※１）10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。
①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場
②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近３ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

（※２）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者１人当たりの付加価値を指します。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その３年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

その他の変更点

- PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
  ※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。
- 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は令和４年３月３１日です。

お問い合わせ先

- **「業務改善助成金コールセンター」**を開設しましたので、お気軽にお問い合わせください。

【受付時間】平日8:30～17:15　【電話番号】０３－６３８８－６１５５

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出
※申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

→ 審査 →

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

→

労働局に事業実施結果を報告

→ 審査 →

支給

働き方改革推進支援資金

- 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
  詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～・業務改善助成金の活用事例・～

業務改善 事例1　業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

企業概要

【所在地】三重県　【従業員数】26人　【事業内容】建築物清掃業

【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。

清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、**助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。**

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい

床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能

さらなる工夫

受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

実施内容

業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果

清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ　インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善 事例2　テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

企業概要

【所在地】福岡県　【従業員数】9人　【事業内容】飲食業

【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。

注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、**助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。**

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい

1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮

さらなる工夫

揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

実施内容

テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果

注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ　インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

厚生労働省

（R3.8.10）